サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム重要事項説明書 (「登録事項等についての説明」の補足)

作成日令和5年9月19日登録番号浜26(2)004施設名夢別邸すみれが丘

「1.サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」について

開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日
住宅の管理者氏名※1	井上 智香子
電話番号 / FAX番号	045-565-9037 / 045-565-9038
メールアドレス	yumesumiregaoka8@gmail.com
ホームページアドレス	http://www.yamamoto-kinen.or.jp/yume/

※1 管理者を配置している場合に記入

「2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者」について

FAX番号	045-593-5410		
ホームページアドレス	http://www.yamamoto-kinen.or.jp		
資本金(基本財産)	0円		
主な出資者(出捐者)とその 金額又は比率 ※2	なし		
設立年月日	昭和63年 1 月 22 日		
直近の事業収支決算額 ※3	(収益) 30.2億円 (費用)29.3億円 (損益)0.9億円		
会計監査人との契約	なし・(あり) (岩見大輔税理士事務所)		
他の主な事業	医療業 (病院)・介護保険指定事業 (訪問介護等)		

- ※2 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。
- ※3 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、 損益は経常利益とする。

「3.サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所」について

FAX番号	045-593-5410
ホームページアドレス	http://www.yamamoto-kinen.or.jp

「4.サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備」について

建築基準法上の主要用途	寄宿舎 ・ 共同住宅 ・ 有料老人ホーム ・ その他			
建築物の耐火構造	耐火構造 ・ 準耐火構造 ・ その他(
	消火器	なし・あり		
	自動火災報知設備	なし・あり		
NR P+ III = II / I± AA	火災通報設備	なし、あり		
消防用設備等 	スプリンクラー	なし・あり		
	防火管理者	なし・あり		
	防災計画	なし・あり		
	緊急通報装置等の種類及び設置箇所			
	各戸及び共用施設(浴室、共同トイレ)にナースコールを設置			
 緊急通報装置等				
系心地報表直等 緊急連絡・安否確認	安否確認の方法・頻度等			
· 茶心座前 · 女白神祕	ご入居者全員に一日一回、ラウンジでの食事の提供時(主に朝食時			
)に安否確認を実施			

「5.サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)」について

(1) 入居契約の状況等

身元引受人等の条件及び義務 等※4	身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する家賃等 の債務について、入居者と連携して履行の席を負います。又、 必要な時は、入居者の身柄を引き取ります。
生活保護受給者の受入れ対応	否・可
事業者又は入居者が入居契約 を解除する場合の事由及び手 続等 ※5	【事業者から解除する場合】 ①事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において 事業者が当該業務の遂行を催告したにもかかわらず、2か月以内 に当該義務が遂行されないときは、契約を解除する事ができる 。 一 入居契約書第4条第1項に規定する家賃支払い義務 二 同第5条第2項に規定する共益支払義務 三 同第7条第3項に規定する基本サービス費支払い義務 四 同第10条第1項後段に規定する基本サービス費支払い義務 ②事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において 、相当な期間を定めて当該義務の履行されずに当該義務違反に より入居契約を継続することが困難であると認められるに至っ

たときは、契約を解除する事ができる。

- 一 入居契約第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
- 二 入居契約書第9条に規定する義務(同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第七号から九号までに掲げる行為に係わるものを除く)
- 三 その他入居契約書に規定する入居者の義務
- ③事業者は、入居者が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正行為によって入居したときは、契約を解除する事ができる。
- ④事業者又は入居者の一方について、次のいずれかに該当した 場合には、その相手方は、何らの催促も要せずして、契約を解 除する事ができる。
 - 一 入居契約書第8条各号の確約に反する事実が判明した場合
- 二 入居契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に 該当することとなった場合。
- ⑤事業者は、入居者の署名代行・身元引受人・法定代理人及び 家族等に暴言。暴力・ハラスメント等があり、事業者又は他の 入居者との間にトラブルが生じる恐れがあるまたは職員のサー ビス提供に支障が生じると事業者が判断した場合。
- ⑥事業者は、入居者が入居契約書第1号第七号から九号までに掲 げる行為を行った場合には、何らかの催告も要せずして、契約 を解除することができる。

【入居者が解除する場合】

- ①入居者は、事業者に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行う事により、契約を解除することができる。
- ②①の規定にかかわらず、入居者は、解約申し入れの日から30日分の家賃、共益費及び基本サービス費を事業者に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に契約を解除する事ができる。
- ③入居者の急変時等で療養施設への入所やその他やむ得ない自由により、入居者が当該物件に居住することが出来なくなったときは①の規定にかかわらず契約を解除することができる。

前年度における

	とさは①の規定にか	かわらり矢利を脾味りることができる。
	自宅等	0人
	社会福祉施設	4人
退去先別の人数	医療機関	1人
	死亡者	16人
	その他	0人
生前解約の状況	事業者側の申し出	0人

			(解約事由の例)
			0人
		入居者側の申し出	(解約事由の例)
体験入居の期間及び費用負担 等		1	爰1~介護2 14,300円、介護3~介護5 党込み)、30日を上限として体験入居契 け。

- ※4 入居契約書に身元引受人や後見人等の選任を定めている場合に記入
- ※5 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

(2)入居状况等

(令和5年7月1日現在)

	性 別	男性	14人	、女 性	71人	
		自 立	3人			
		**************************************	75人	(内訳)	要介護 1	9人
					要介護 2	20人
入居者内訳	介護の 要否別	要介護			要介護3	9人
					要介護4	17人
					要介護 5	20人
			5 1	(内訳)	要支援1	3人
		要支援	7人		要支援2	4人
平均年齢	89.9	歳(男性 8	5.9歳、女	文性 90.5 幕	(

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」について

(1) 運営に関すること

運営に関する方針	・ご入居者が、いつまでも健康であり続け、生きがいを 持って生活いただけますよう人間味のある温かいサー ビスをご提供させていただきます。 ・地域の皆様、他の医療機関さま、福祉施設さまと共に、 地域医療及び福祉の向上に貢献できる施設を目指して いきたいと考えています。
サービスの提供内容に関する特色	・様々な趣向をこらした催し物を計画し、趣味・交流の場を作っております。 ・地域の夏祭りや中学校の職場体験等に積極的に参加し、地域の方達との交流も積極的に行っています。

運営懇談会の開催状況 ※6 (開催回数、設置者の役職員を除く参 加者数、主な議題等) 令和4年度は、5類に変更なりました令和5年5月27日に行いました。所属している町内会長さん始め、ご本人・ご家族様計16名の参加をいただきました。、夢別邸すみれが丘運営懇談会資料をお渡しし。コロナ対策の実情、運営の状況(入居者数・職員数等)等について説明しました。

しました。
・質疑応答では、「災害時の簡易トイレの購入希望やコロナのクラスター時期の対応について質問等がありました。5名の方からは、貴重なご意見。・感想をお書き頂きました。

※6 運営懇談会を設置している場合は記入

(2) 苦情等の取り扱い

苦情解決の体制(相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等)	①相談窓口及び責任者:管理者 井上 智香子 ②連絡先:夢別邸すみれが丘 電話045-565-9037 ③第三者機関:横浜市健康福祉局高齢施設課 電話045-671-4117 横浜市建築局住宅政策課 電話045-671-4121
事故発生時の対応(医療機関等との連 携、家族等への連絡方法・説明等)	・応急措置を行い、協力医療機関である山本記念 病院への搬送もしくは119番通報による他の医療 機関への搬送を行うとともに、看護師等からご家 族への連絡を行います。 また、事故についての検証、今後の防止策を検討 し、講じます。
事故発生の防止のための指針	なし・あり
損害賠償(対応方針及び損害保険契約の概要等)	・サービス等提供にあたり、事故が発生しご入居者の生命・身体・財産等に損害が生じた場合は、地震・津波等の天災、戦争、暴動等ご入居者の故意によるもの等を除いて速やかに損害を賠償します。ただし、ご入居者に重大な過失がある場合には、賠償を減ずることがあります。
サービスの提供に伴う事故等が発生し た場合の損害賠償保険等への加入	なし・あり ありの場合の保険名 (賠償責任保険:東京海上日動火災保険)

利用者アンケート調査、意見	<u>(1)</u> あり	実施日	随時(ご意見箱の設置)
箱等利用者の意見等を把握す	1) 80 9	結果の開示	1 あり ② なし
る取組の状況	2 なし		
第三者による評価の実施状況		実施日	
	1 あり	評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

(3) 医療

(3)							
	名 称	山本記念病院					
	診療科目	内科・整形外科・皮膚科・泌尿器科他					
協力医療機関(又は嘱託医)	所在地	横浜市都筑区東山田町1552					
の概要及び協力内容	距離及び所要時間	約8㎞、車で15分					
	協力内容	健康診断、外来診療、入院対応、夜間緊 急診療等					
	名 称	新横浜デンタルクリニック					
	所在地	横浜市港北区小机町2461					
協力歯科医療機関 	距離及び所要時間	約10km、車で18分					
	協力内容	歯科診療、歯科検診					
	・協力医療機関等	への入退院の移送、通院付き添い等に係る費用					
	は既定の料金をお支払いいただきます						
コロ水や広岸を悪よる相人の	・医師の判断を基準	本として、ご入居者及びご家族とご相談いただ					
入居者が医療を要する場合の	き、協力医療機関	関又は希望される病院に入院となった場合、入					
対応(入居者の意思確認、医	院期間中は、月初	額利用料のうち、家賃、共益費及びサービス費					
師の判断、医療機関の選定、	のお支払いが必	要です。					
費用負担、長期に入院する場	・ご入院にかかる!	費用は、ご入居者の負担になります。					
合の対応等)	 ・入院中も住宅のa	都合で居室を使用する事はありません。又、ご					
	要望に応じて居	室の清掃を行います。(要別途料金)					
·							

(4) 職員体制

ア 職種別の職員数等

(令和5年 7月 1日現在)

	450		m+b	職員数		常勤換算	後の	夜間勤務職員数	備	考	
					人数	うち自立対応	(時~翌 時) (最少人数)	(資格・	委託等)		
	管	理者	-	1 ()				看護師	
	生	E活相談員	14	(9)			1	看護師・准	看護師
	庐	I接処遇職員		()					
		介護職員		()					
		看護職員		()					
	槸	能訓練指導員		()		/			
従業		理学療法士		()		/			
者の		作業療法士		()		/			
内訳		その他		()		/			
	thin.	一画作成担当者		()		/			
	医	手師		()	,	Y			
	栄	华養士		()		4444			
	誹	問理員		()					
	事	務職員	,	7 (3)					
	7	の他職員	83	(63)			2	看護職員・介	護職員
î	合	큐 [·	10	6 (7	'5)	/		3		
	,	介護に関わる職員	員体制	×	7				: 以	上	

- 注1)職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。
 - 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

なお、特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

- 3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。
- 5) 状況把握等を行う職員を配置している場合は、生活相談員として記入
- ※7 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

_ 1 職員	見の状況													
		他の陥	務との	兼務			1 2	あり	2 な	L				
	: TIII = 12.		1) あり											
E	[;] 理者	兼務に係る 資格等						資格等	の名称		正看護師			
		24.11.13		2 %	2 なし									
		看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能指導	訓練 尊員		作成 当者			
		常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤			
	1年間の 用者数					1	0							
	1年間の 職者数					0	1							
員業の務人に	1年未満					0	0							
貴の人数 業務に従事した経験年数に応じた職	1 年以上 3 年未満					1	4							
た 経 験 年	3 年以上 5 年未満					3	2							
数に応じ	5 年以上 10 年未満					0	3							
じ た 職	10 年以上					0	0							
従	業者の健康	診断の飼	尾施状況		1 5	9	2 7	よし						

ウ 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制(特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、 記入不要)

	前々年度の平均値	前年度の平均値 ※11	今年度の平均値 ※10
要支援者の人数			
要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員の			
人数 ※8			
配置している直接処遇職員の			
人数 ※9			
要支援者・要介護者の			
合計人数に対する配置	:	;	;
直接処遇職員の人数の割合			
常勤換算方法の考え方※11	常勤職員の週勤務時	間 時間で除して	拿出

令和5年9月19日

登録事項等についての説明

貸主(甲) 住所横浜市都筑区東山田1552 氏名 山本 百合子 印 代理人 住所(該当なし) 氏名(該当なし) 印

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

	(ઢ્રે	りがな) ゆ	めべってレ	ヽすみれか	ゞおか						
住宅の名称	夢別	夢別邸すみれが丘									
所在地	(住馬	住居表示) 〒224-0013 神奈川県横浜市すみれが丘13番地3									
利用交通手段		1.電車(市	i営地下鉄	ブルーライ	ン線中川	川駅から徒	歩で10分)				
利用父进于权		2.その他	(地下鉄フ	'ルーライン・グリー	ーンライン「セン	/ター北駅」から/	ジスで17分、東急田園都市	繰「たまブラーザ駅」が	からバス9分		
住宅に関する		□ 1.所有権 ■2. 賃借権 □3. 使用貸借による権利									
権原	期間	2	2015 年	2月	27	日から	2040 4	丰 10 月	31 日まで		
施設に関する		1.所有権	2 .	賃借権		□3. 使用]貸借による権利	4]			
権原	期間		年	月		日から	4	手 月	日まで		
敷地に関する		1.所有権	□2.	地上権		■3. 賃借	 	□4. 使用貸	借による権利		
権原	期間		2015 年	2 月	27	日から	2040 4	车 10月	31 日まで		

注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	■ 法人 □ 個人	
商号、名称	(ふりがな) イリョウホウジンシャダン ヤ	マモトキネンカイ
又は氏名	医療法人社団 山本記念会	
住 所	(郵便番号 224-0024)
(法人にあっては 主たる事務所の所	神奈川県横浜市都筑区東山田1552	
在地)		電話番号 045(593)2211
法人の役員	別添 1 のとおり	
	(ふりがな)	
	商号、名称、又は氏名	
	住所(法人(郵便番号)
法定代理人	[にあっては]	
(未成年の個人 である場合)		and that art I II
	在地)	電話番号
	法人の役員別添 2 のとおり	
(未成年の個人	商号、名称、又は氏名 住所(法人 にあっては 主たる事 務所の所 在地)	電話番号

事務所の名称	(ふりがな) ゆめべ		すみれが	おか			
事務/川ツ/ロ 4/ト	夢別邸すみれが丘	•					
	(郵便番号	224-	-0013)			
事務所の所在地	神奈川県横浜市都	3筑区す	みれが5	ī:13-3			
				電話番:	号		045 (565) 903
サービス付き高	高齢者向け住宅の戸	数、規	模並びに	構造及び設備	带		
住宅戸数	登録申請対象戸	数		90 戸			
居住部分の	(最小)		18	m²	1.000		
規模	(最大)		38.1	m²	詳細について	は、別添 3	のとおり
1#\th_TI\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	共同利用設備	■ あり	р <u>П</u>	なし			
構造及び設備	構造	銰		造	階 数	地上5	階建
竣工の年月	2015	年	2月	27 日			
	■ 登録基準に適	合しては	いる				
加齢対応構造	■ エレベーター?	ナ. /生.ニッ					
343		ど佣えい	こいる				
等 サービス付き高	■ 緊急通報装置	を備え	ている	音資格及び入り	舌開始時期(居住 <i>0</i>	つ用に供する	前である場合)
· .	■ 緊急通報装置 ・ 緊急通報装置 ・ 弱齢者向け住宅のフ	を備え	ている カ、入居者	音資格及び入り	舌開始時期(居住∉	つ用に供する	前である場合)
サービス付き高	■ 緊急通報装置 ・ 緊急通報装置 ・ 弱齢者向け住宅のフ	を備え	ている カ、入居者	音資格及び入り	舌開始時期(居住∉	つ用に供する	前である場合)
サービス付き 入居契約の別 入居契約が賃 貸借契約でな い場合には、	■ 緊急通報装置 高齢者向け住宅のプ ■ 賃貸借契約	【居契経□ そ	ている か、入居者 の他		舌開始時期(居住∉	つ用に供する	前である場合)
サービス付き 入居契約の別 入居契約が賃 貸借契約でない場合には、 その旨 終身賃貸事業 者の事業の認	■ 緊急通報装置 系齢者向け住宅のフ ■ 賃貸借契約 □ 法第52条の認 次の①又は② ①単身高齢 ②高齢者+ 60歳未満の	を備え 居契経 で で 談世居民 受 当帯者 / 一 で 対帯者 / 一 の で お で お で お で お で お で と か で か で か で か で か で か で か で か で か で	ている か、入居者 の他 けている で配偶な野	である。 / 60歳以上の 理 由により同居	君開始時期(居住の 親族 / 要介護認定 させる必要があると: 認定若しくは要支援	では要支援語の事が認める	忍定を受けている者)
サービス付き高 入居契約の別 入居契約が賃 貸借契約でない場合には、 その旨 終身賃貸事業 者の事業の認 可	■ 緊急通報装置 系齢者向け住宅のプ ■ 賃貸借契約 □ 法第52条の認 次の①又は② ①単身高齢 その歳未満の (「高齢者」とに	を備え 日本	ている 力、入居者 の他 けている で、 で、 で、 で、 で、 で、 の の は、 で、 で、 の の で、 の の で、 の で 、 の で 、 の で の で の で 、 の で の で の で の で の の で 。 の で 、 の で 。 の で の で 、 の で 。 の で 、 の で 。 の で 、 の で 、 の で 。 の で 、 の で 、 の で 、 の に の 。 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の 。 の に 。 に の に 。 に の に 。 に の に 。 に の に 。 に の に 。	である。 / 60歳以上の 理 由により同居	親族 / 要介護認定させる必要があると	では要支援語の事が認める	忍定を受けている者)
サービス付き高 入居契約の別 入貨物では、 そ 貨事可	■ 緊急通報装置 系齢者向け住宅のプ ■ 賃貸借契約 □ 法第52条の認 次の①又は② の①以高者 60歳者」とは 者をいう。) 別添入居契約	を備え 本 本 本 本 本 本 本 本	ている の、 入居者 が、 の他 けでる。 で、 で、 で、 で、 で、 のの。 のの。 は、 で、 で、 のの。 のの。 で、 のの。 で、 のの。 で、 のの。 のの。 で、 のの。 のの。 で、 のの。 のの。 で、 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの	*ある。 / 60歳以上の 理由により同居。 香又は要介護	親族 / 要介護認定させる必要があると	では要支援語の事が認める	忍定を受けている者)
サービス付き高 入居契約の別 入貨物では、 そ 貨事可	■ 緊急通報装置 系齢者向け住宅のプ ■ 賃貸借契約 □ 法第52条の認 次の①又は② ①単身高齢者。 (「高齢者」とは 者をいう。) 別添入居契約 この用に供する前で	を備え 本 本 本 本 本 本 本 本	ている の、 入居者 が、 の他 けでる。 で、 で、 で、 で、 で、 のの。 のの。 は、 で、 で、 のの。 のの。 で、 のの。 で、 のの。 で、 のの。 のの。 で、 のの。 のの。 で、 のの。 のの。 で、 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの	*ある。 / 60歳以上の 理由により同居。 香又は要介護	親族 / 要介護認定 させる必要があると 認定若しくは要支援	では要支援語の事が認める	忍定を受けている者)

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

	サービスの種類		-	提供形	態			提供の対	付価(概算・	月額)		
	状況把握	12.5	1 è	である				約	44.000	円		
	生活相談		lb 🗆	委託				約	44,000	H	=¥ (m) = ~	
高齢者生活支 援サービス	食事の提供	口自	is ■	委託		提供	しない	約	45,360	円	詳細につ は、	,,,
1000	入浴等の介護	自	15 🗆	委託		提供	しない	約		円	別添	4
	調理等の家事	■ 自	15 🗆	委託		提供	しない	約		円	のとおり	
	健康の維持増進		15 🗆	委託		提供	しない	約		円]	
	その他	■ 自	15 🗆	委託		提供	しない	約		円		
家賃の概算額	(最低) 約		84,000		円		住言:	ごとのは	容は別添	3	のとおり	
	(最高) 約		192,000)	円		正) / 3	C 0 7 P 1 2	11年11日本	J	V) C40 9	
共益費の概算額	(最低) 約		101,520)	円							
六位貝の似身領	(最高) 約		203,040		[1]							
動 人 の担じ答を	(最低) 約		168,000)	円			家賃	· Ø	2	月分	
敷金の概算額	(最高) 約		384,000)	円			沙 月	.0)		ΑИ	
前払金※の有無	□ あり			なし								
家賃等の前払 金の概算額	(最低) 約				円	(最高)	約			円	
家賃等の前払 金の算定の基	家賃								·			*****
礎	サービス提供 の対価											
返還額の算定 方法												
家賃等の前払 金の返還債務 が消滅するま での期間	年	月	日まで									
家賃等の前払 金の返還額の 推移	(※原則として入息	言契約に	定めたも	異約の始	治期を	:起算	日とす	·る。)				
前払金の保全	□ 銀行による債	務の保証	Œ		信託	会社	等によ	る元本社	すてん又は	信託	£	
措置の内容	□ 保険事業者に	こよる保証	証保険		その	他()	
特定施設入居者	□ 指定を受けて	いる										
生活介護事業所	■ 指定を受けて	いない										
地域密着型特定	□ 指定を受けて	いる										
施設入居者生活 介護事業所	■ 指定を受けて	いない										
介護予防特定施	□ 指定を受けて	いる	***************************************									
設入居者生活介 護事業所	■ 指定を受けて	いない										
介護サービス情報	(特定施設入居 予防特定施設入局 115条の35第1項	号者生活	5介護事	業所の	指定	を受り	けている	設入居者 5場合に	音生活介護 は、別紙に	 事業 こより	美所若しくだ 、介護保険	よ介護 注法第
V/ 24-4/ A 1.3.5	 	11 11 EE) ≥		T 313. AT -	+ 00 Ac	学任/	せかム	₩ ₩	. 立7 ナ・ 1至・1	773	或. 左子 Z +目	<u> </u>

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をい う。

管理の方式	■ 自ら管理 □ 管理刻	業務を委託				
委託する業務 の内容 (契約事項)						
管理業務の委	託先					
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)					
住 所 (法人にあっては またる事務所の所在地)	Ttt					
修繕計画	L	72,FF 14 V				
計画策定の 有無	□あり ■なし					
大規模修繕の 実施予定		頃実施予定				
その他計画的 な修繕予定						
サービス付き間	前師有回り仕毛と併設される間	高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当	19の毎百りみ)			
	施設の名称	提供されるサービスの概要				
ケアス	施設の名称 テーションすみれが丘	提供されるサービスの概要 介護サービスの提供				
			■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地			
すみれ	テーションすみれが丘	介護サービスの提供	■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地			
すみれ	テーションすみれが丘	介護サービスの提供 診療所(自由診療)	■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 同一の敷地内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 □ 同一の建築物			
すみれ	テーションすみれが丘が丘が丘が丘ひだまりクリニックが丘そよかぜクリニック	介護サービスの提供 診療所(自由診療)	■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 □ 同一の敷地内 □ 両一の敷地内			
すみれ	テーションすみれが丘 が丘ひだまりクリニック が丘そよかぜクリニック	介護サービスの提供 診療所(自由診療) 診療所(保険診療)	■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 □ 同一の敷地内 □ 両一の敷地内			
すみれ すみれ すみれ 高齢者居宅生	テーションすみれが丘 が丘ひだまりクリニック が丘そよかぜクリニック	介護サービスの提供 診療所(自由診療) 診療所(保険診療) 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 □ 同一の敷地内 □ 両一の敷地内			
すみれずみれ	テーションすみれが丘 が丘ひだまりクリニック が丘そよかぜクリニック :活支援事業を行う者との連携 の相手方	介護サービスの提供 診療所(自由診療) 診療所(保険診療) 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 □ 同一の敷地内 □ 両一の敷地内			
すみれ すみれ すみれ 高齢者居宅生	テーションすみれが丘 が丘ひだまりクリニック が丘そよかぜクリニック 活支援事業を行う者との連携 の相手方 (ふりがな) ヤマモトキネンビ	介護サービスの提供 診療所(自由診療) 診療所(保険診療) 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	■ 同一の建築物 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 ■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地 □ 同一の敷地内 □ 両一の敷地内			
すみれ すみれ すみれ 高齢者居宅生 連携又は協力の 事業所の名称	テーションすみれが丘 が丘ひだまりクリニック が丘そよかぜクリニック 活支援事業を行う者との連携 の相手方 (ふりがな) ヤマモトキネンビ 山本記念病院	介護サービスの提供 診療所(自由診療) 診療所(保険診療) ぶ及び協力(該当する場合のみ) ヨウイン	隣接する土地同一の建築物同一の敷地内隣接する土地同一の建築物同一の敷地内隣接する土地同一の建築物同一の建築物同一の建築物同一の別地内			

10. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切基本方針及び市の高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営をしまっ		· ('&)'G	D目 ———	~ ###		
上記につきまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づ	 く書面に	 こよる記	 説明を:	 受けま	 した。	
〇年〇月〇日 借主(乙)	住所 氏名	0				ED

役 員 名 簿

(ふりがな)	
氏 名	役名等
ヤマモト ユリコ	
山本 百合子	理事長
アイカワ マユミ	
會川 真由美	副理事長
オオヤ セイロウ	70 -
大屋 聖郎	理事
セリザワ ケイコ	理事
芹澤 敬子	.连争
ハツミトシアキ	理事
初見 俊明	四事
アリマ ジュンイチ	理事
有馬 潤一	/工事 [*]
ゴトウ マイコ	理事
後藤 麻衣子	<u> </u>
オイエ コウスケ	監事
尾家 浩介	mr 4.
	•
	1
 注第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれな	

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

役員名簿

(ふりがな)	
氏 名	役名等

法第6条第1項第4号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	労の規模业 専用部分の	UYC			造及び設備※			住戸数	住戸番号	月額家賃
下心田以	床面積 (㎡)	完備	便 所	洗面	浴室	台 所	収納	(戸)	(該当するものを全て記載)	(概算額) (円)
1	18	×	0	0	X	×	0	4	213、215~217	84,000
1	18	×	0	0	×	×	0	4	302,303,305,306	85,000
1	18	×	0	0	×	×	0	4	402,403,405,406	86,000
1	18	×	0	0	×	×	0	1	336	88,000
1	18	×	0	0	×	×	0	7	331~333、335、502、 503、505	90,000
1	18	×	0	0	×	×	0	5	438,440,441,443,445	92,000
1	18.6	×	0	0	×	×	0	1	330	92,000
1	20,1	×	0	0	×	×	0	1	437	96,000
1	20.1	×	0	0	×	×	0	1	501	98,000
1	21	×	0	0	×	×	0	10	201~203, 205~ 208, 210, ~212	
1	21	×	0	0	×	×	0	16	308、310~313、315~ 318、320~323、325~327	110,000
1	21	×	0	0	×	×	0	14	408、410~413、415~ 418、430~433、435	112,000
1	21	×	0	0	×	×	0	11	507、508、510~513、 515~518、520	115,000
1	21.7	×	0	0	×	×	0	1	328	112,000
	23.45	×	0	0	×	×	0	1	436	120,000
	27	×	0	0	×	×	0	2	521,522	134,000
	35.7	×	0	0	×	0	0	1	307	166,000
	35,7	×	0	0	×	0	0	1	407	167,000
	35.7	×	0	0	×	0	0	1	506	168,000
	38.1	0	0	0	0	0	0	2	301,337	190,000
	38.1	0	0	0	0	0	0	2	401,446	192,000

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

2. 共同利用設備等

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に使所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。 ※有りの場合は、〇、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に〇を記載すること。

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
浴室	4	72	2階3階4階5階	24+60	2階機械良く含む
台所	5	257.26	2階3階4階5階	90	ラウンジ含む
食堂	5	257.26	2階3階4階5階	90	台所含む
居間	0				
収納設備	0				

注)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

才	是供形態	■ サー	ナービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する 🗆 委託する										3	
委 託	商号、名称	(ふりがた	;)											
する	又は氏名													
場合	住 所	(郵便番	:号)							
の委	(法人にあって は主たる事務													
託先	所の所在地)							電話	番号					
		■ 医療	法人					指定	居宅介	護支援	事業者			
サー	ービスを提供	□ 社会	:福祉法人		□ 指定介護予防サービス事業者									
する	法人等の別	□ 指定	居宅サー	ビス事	業者 □ 指定介護予防支援事業者									
		口 指定	地域密着	型サー	ビス	事業者		上部	以外の	法人等				
		□ 医餌	Ī		人員	人		社会	福祉士			人員		人
	-ビスを提供	□ 看護	師		人員	12人		介護	支援専	門員		人員		人
す	る者の人数	□ 准看	護師		人員	2人		養成	过研修修	了者		人員	1	.6 人
		口 介護	福祉士		人員	37人		上部	己以外の「	職員		人員	3	7人
		■ 同一	■ 同一の敷地内 □ 隣接する土地											
常	駐する場所	近接	する土地											
			在地									······································)
常	注記する日	■ 365	日対応		次の	期間を除く	()
(学)	駐する時間	日中		9	時	00分		~	18	時	00分	人員		2人
113 9		上記以外の時間		18	時	00分		~	9	時	00分	人員		1人
	31回以上の 記把握サービ	ご入居者	「全員に一	月1回、	ラウ	ンジでの食	事提信	性(主	に朝食時	手)に安る	否確認を実施	毎日	1	回
	の提供方法	ロ 入居 日 接す	者から居住 る土地に	主部分 常駐す	への る場	訪問を希望 合のみ)	する旨	音の申	出があっ	った場合	は、当該居住	部分への	の訪問](近
		48 44an+88	常駐	する日			00時	į ()()分	~	24	時	005	分
緊急	急通報サービ	提供時間	上記以	外の日]		24時	間						
	スの内容	通報方法	ナースコー	ール										
		通報先	2階事務室	≧及び行	各階	介護ステー	ション		通報先7	から住宅	までの到着予	定時間		1分
サー	-ビス提供の	月額	約 4	4,000	円	前払金の								
	価(概算額)	前払金	約		円	算定方法								
	備考													

[※]サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

	提供形態	ロサー	-ビス	付き高齢者[句け	住宅提供事	業者が	自ら	提供する			委託す	⁻ る
_	商号、名称	(ふりがた	(چ ^ن	ソシオフート	`サ-	ービス カブ	シキガィ	シャ			***************************************		
委託	又は氏名					ソシオ	フード	サーロ	ビス株式	会社			
す	住所	(郵便番	号	21	I-00	41)						
る場	(法人にあって は主たる事務					神奈川県ノ	川崎市中	中原區	区下小田	中3-34-	1		
合の	所の所在地)						Í	電話者	番号			0	3-5789-7700
委	住所	(郵便番	号	224	1 -00	13)						
託先	(法人にあって は本業務に係					神奈川県村	黄浜市都	邻筑[ヹナみれ	が丘13-5	3		
/	る事業所の所 在地)						ę I	電話者	番号			0	45-620-7340
食事	提供を行う場所		**	食堂		各居住部分	}		その他()
		提供日		365日対応		その他()
	提供方法	内容		3食	88	入居者が通	建択		次の食具	は提供	しない()
		調理等	100	厨房で調理		配食サービ	ころを利	用	□その)他()
		月額※	約	45,360	円	内訳	朝食		350 円	昼食	562 円	夕食	600円
1	ービス提供の 価(概算額)	前払金	約	0	円	前払金の 算定方法							
	備考												

[※]サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

-	是供形態	■ サー	ビス付き	き高齢者に	句けん	主宅提供事	業者が	自ら提供する		□ 委託する	
委託	商号、名称 又は氏名	(ふりがた	ድ)							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
する場合	住 所 (法人にあって は主たる事務 所の所在地)	(郵便番	号)				
りの	カレンカロエル							電話番号			6-WA-
委託先	住 所 (法人にあって は本業務に係	(郵便番	你便番号)								
76	る事業所の所 在地)	る事業所の所 在地) 電話番号									
		提供日	■ 36	5日対応		その他()
:	提供方法	由宏	■入	浴介護		排せつ介護		□ 食事介護			
		内容	■ そ	の他	(モーニング	ケア、	ナイトケアなど)
サー	-ビス提供の	月額	約	0	円	前払金の					
対	価(概算額)	前払金	0	円	算定方法						
・介護保険適用サービスについては訪問介護事業所と別途個別に契約して頂き、一部負担の金											

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

1	是供形態	■ サー	ビス作	すき高齢者に	与け	主宅提供事	業者が自ら提供する	□ 委託する			
委託	商号、名称 又は氏名	(ふりがた	ž)		•••••						
する場合	住 所 (法人にあって は主たる事務 所の所在地)	(郵便番	号				電話番号				
の委託先	住 所 (法人にあって は本業務に係 る事業所の所 在地)	(郵便番	(郵便番号) 電話番号								
		提供日		365日対応		その他()			
	提供方法	上声		調理		洗濯	□ 掃除				
		内容		その他	(ベットメイク	、ルームサービス(居室配膳)など)			
サー	-ビス提供の	月額	約	0	円	前払金の					
対	価(概算額)	前払金	約	0	円	算定方法					
	備考	利用いた ・介護保障	だけ 険適月	ます。			↑護事業所と別途個別に契約して頂き ベットメイク1台500円、洗濯1回100円				

5	健康の維持増進サー	-ビスの内突信	核当する場合のみ)
ω.	「村になるマンか出生」 プロスピーン		95 II 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

- 3	是供形態	■ サー	ビス付	き高齢者に	句け	主宅提供事	業者	が自ら提供する		□ 委託する	
委託	商号、名称 又は氏名	(ふりがた	ć)								***************************************
する場	住 所 (法人にあって は主たる事務	(郵便番	号)				
合の	所の所在地)							電話番号			
委託先	住 所 (法人にあって は本業務に係	(郵便番	号)				
"	る事業所の所 在地)							電話番号			
		提供日	□ 36	35日対応		その他()
;	提供方法	内勿	□(健	康相談		血圧等の測	原定	□ 定期検診	>	■ 通院等の付き添い	١
		内容	□そ	の他	()
サー	ービス提供の	月額	約	0	囯	前払金の					
対	価(概算額)	前払金	約	0	円	算定方法					
	備考							(実費かかります 10分700円(税別		しております。 	

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

1	是供形態	■ サー	ビス付き高齢者に	句け作	主宅提供事	業者が自ら提供する	□ 委託する		
委託	商号、名称 又は氏名	(ふりがな	2)						
する場合の	住 所 (法人にあって は主たる事務 所の所在地)	(郵便番	븃			電話番号			
委託先	住 所 (法人にあって は本業務に係 る事業所の所 在地)	うって に係 の所							
	,,	提供日	■ 365日対応		その他()	
	提供方法					アクティビティの提供、美容等			
サー	ービス提供の	月額	約	円	前払金の				
対	価(概算額)	前払金	約	円	算定方法				
	備考	美容サー	ビス、アクティビラ	ティに	こついてはそ	れぞれのサービスの実費がかかります	r .		

	介護職員	早番	:	~	:
		日勤	:	\sim	:
		遅番	:	\sim	:
分光され数分割の加重		夜勤	:	\sim	:
従業者の勤務体制の概要	看護職員	早番	,	~	•
		日勤	:	\sim	:
		遅番	:	\sim	:
		夜勤	:	~	:

- ※8 常勤換算後の人数。
- ※9 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※10 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。
- ※11 「前年度の平均値」及び「常勤換算方法」等については指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること

エ 状況把握(安否確認)および生活相談サービスに係る職員の資格取得状況

社会福祉士	人(人)	医 師	人(人)
介護福祉士	37人(人)	看護師	12人 (人)
介護支援専門員	人(人)	准看護師	2人 (人)
介護職員実務者研修修了者	2人(人)	資格なし	37人(人)
介護職員初任者研修修了者	14人(人)		

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。 他の資格を持っている職員を()) に外数で記入する。
- 注2)介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

(5)登録事項の情報開示

	重要事項説明書の公開	1 公 開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
】 入居希望者等	入居契約書の公開	1 公 開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
への 情報開示	管理規程の公開	1 公 開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	財務諸表の公開	1 公 開 (閲覧 ・ 写し交付) (2) 非公開
	事業収支計画の公開	1 公 開 (閲覧 ・ 写し交付) (2) 非公開

(6) その他

横浜市サービス付 き高齢者向け住宅 整備運営指導指針 に適合していない 事項 ※12 <適合していない事項がある場合の内容>

なし

※12 市の指針上適合していない事項について、指針の8~14に該当する運営面に関することを記述すること。

なお、代替措置及び改善計画等は、別紙で明記することでも可

●特定施設入居者生活介護に関する事項(該当する場合のみ)

(1) 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む) に介護を行う場所

(2) 住み替える場合の条件等

\ _ / I=		
入	居室から一時介護室へ移	
を居	る場合(判断基準・手続、追	
住後	加費用の要否、居室利用権	
みに	の取扱い等)	
替居		
え室	従前の居室から別の居室	
る又	へ住み替える場合(同上)	
場は		
合施	 提携ホームへ住み替える	
設	場合(同上)	

(3)介護保険に係る利用料

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は 、市区町村から交付さ れる「介護保険負担割 合証」に記載された利 用者負担の割合に応じ た額)※13

\overline{C})特定施設/	人居者生	活介護	(1か月30日の例)			
	区分	月	額	利用者負担額 (1 割の場合/2 割の場合)			
	要介護 1		円	円 /	円		
	要介護 2		円	円 /	円		
	要介護3		円	円 /	丏		
	要介護4		円	円 /	円		
	要介護 5		円	円 /	円		

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合 証」に記載された利用

者負担の割合に応じた

額)※13

○各種加算の状況

C /m (1201.7)		
身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基	
退院・退所時連携加算	(無・有	
入居継続支援加算	(無・有	i)
生活機能向上連携加算	(無・有	=)
個別機能訓練加算	(無・有	〒)
夜間看護体制加算	(無・有	(三)
若年性認知症入居者受入加算	(無・有	1)
医療機関連携加算	(無・有])
口腔衛生管理体制加算	(無・有	手)
栄養スクリーニング加算	(無・有	1)
看取り介護加算	(無・有	i)
認知症専門ケア加算	(無・有)	(1)
	(無・有)	(II)
		(I)イ
 サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I) ¤
リー・・・・ 八定供仲前別16加昇	無・有力	(11)
		(III)
		I
		П
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ш
		IV
		V
◇雑職員学歴史加温改美加質	(4年 - 左)	I
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	П

○介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

	H.X. 4 1.	/ 4 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	40 HVC/ 1/1	⊣ ⊢ ⊸ № 1 ⊢ / 1 н,х.		T 10) 1 00	L . ~ N 11
区	分	月	額	利用者負担額	(1害 合)	の場合/2	割の場
要支	援1		円		円	1	円
要支	援2		円		丏	1	円

各種加算の状況

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合 証」に記載された利用 者負担の割合に応じた 額)※13

各種加鼻の状況					
身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)				
生活機能向上連携加算	(無・有)				
個別機能訓練加算	(無・有)				
若年性認知症入居者受入加算	(無・有)				
医療機関連携加算	(無・有)				
口腔衛生管理体制加算	(無・有)				
栄養スクリーニング加算		(無・有)			
認知症専門ケア加算	(無・	(I)			
10人は近日 17 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	有)	(II)			
		(1) イ			
サービス提供体制強化加算	(無・ 有)	(I) ¤			
9 これ促展体制が強化が昇		(П)			
		(Ⅲ)			
		I			
	(4m	II			
介護職員処遇改善加算	(無・ 有)	Ш			
		IV			
		V			
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	<u>I</u>			
<u> </u>	(赤:用)	<u>II</u>			

短期利用の設定(短期 利用特定施設入居者生 活介護の届出がある) ※14

無 • 有

- ※13 月額は、個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。
- ※14 短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある場合には添付書類の別添2を添付する。

○添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定 (有・(無)

①巡回 ・昼間 9 時~18時 ・夜間 22 時~翌9時 ②食事介助 ③排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ④入浴等 ・消拭 ・一般浴介助	有有有有有有有有有	利用料金に含まれる サービス 提供方法(回数等) 毎日(食事提供時) 必要時	その都度徴収す 提供方法(回数等)	るサービス 金額 (単価)	介護予防特定施設入房者生 活介護により提供される サービス、又は、利用料金 に含まれるサービス 提供方法(回数等)	その都度徴収す 提供方法 (回数等)	るサービス 金額 (単価)	特定施設入居者生活介護に より提供されるサービス、 又は、利用料金に含まれる サービス 提供方法(回数等)	その都度徴収す	るサービス 金額 (単価)
1. 介護サービス ①巡回 ・昼間 9 時~18時 ・夜間 22 時~翌9時 ②食事介助 ③排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ④入浴等 ・消拭 ・一般浴介助	有(無有)無有(無無	毎日(食事提供時)	提供方法(回数等)	金額(単価)		提供方法(回数等)	金額(単価)	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額 (単価)
①巡回 ・昼間 9 時~18時 ・夜間 22 時~翌9時 ②食事介助 ③排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ④入浴等 ・消拭 ・一般浴介助	有(無有)無有(無無				毎日 (食事提供時)				***************************************	
・夜間 22 時~翌9時 ②食事介助 ③排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ④入浴等 ・一般浴介助	有(無有)無有(無無				毎日 (食事提供時)					
・夜間 22 時~翌9時 ②食事介助 ③排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ④入浴等 ・一般浴介助	有(無有)無有(無無				毎日(食事提供時)					
・夜間 22 時~翌9時 ②食事介助 ③排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ④入浴等 ・一般浴介助	有(無有)無有(無無	必要時	AAAAAAA		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·			毎日(食事提供時)		
③排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ④入浴等 ・清拭 ・一般浴介助	有・無				必要時			必要時		
・排泄介助・おむつ交換・おむつ代④入浴等・清拭・一般浴介助	有 無							Auto		
・おむつ交換・おむつ代④入浴等・消拭・一般浴介助	有 無								***************************************	
・おむつ交換・おむつ代④入浴等・清拭・一般浴介助	有 無		i .							
・おむつ代④入浴等・清拭・一般浴介助										
④入浴等· 濟拭· 一般浴介助			必要時	実費		必要時	実費		必要時	実費
・清拭 ・一般浴介助										
・一般裕介助	有(無									
	有(無									
· 特浴介助	有 無	-							***************************************	
⑤身辺介助							*******			
	有・無									
・居室からの移動	有)無	必要時			必要時			必要時	***************************************	
	有(無									
	有)無		ベッドメイク週1回当たり	550円	***************************************	ベッドメイク週1回当たり	550円		ベッドメイク週1回当たり	550円
	有(無									
⑦通院の介助	有)無		10分	770円		10分	770円		10分	770円
8緊急時対応										
・ナースコール	有)無	必要時			必要時			必要時		+
2. 生活サービス	· · · · · ·			···					······································	:
①家事									-71 E-1111111111111111111111111111111111	1
	有)無	週 2 回			週2回			週2回		1
・洗濯	有)無	週 2 回	左記以外1回当たり	110円/330円/550円	週2回	左記以外1回当たり	110円/330円/550円	週2回	左記以外1回当たり	110円/330円/550円
②居室配膳・下膳	有)無 有)無	必要時		~	必要時			必要時		
③理美容	有)無		必要時	実費		必要時	実費		必要時	実費
④ 代行										1
	有 無		10分	385円		10分	385円		10分	385円
・役所手続	有(無)					7.			52	00077
3.健康管理サービス	· ******		1	1			- 	JI		.1
	有〉無		必要時	実費	İ	必要時	実費		必要時	実費
	有)無	必要時			必要時	and had a	1 770	必要時	~~~	+
	有)無		<u></u>	<u> </u>	必要時			必要時		1
	有無		必要時	実費		必要時	実費		必要時	実費
4. 入退院時、入院中のサービ								n	~ ~ ~	
	有)無			実費			実費			実費
	有 無			実費			実費			実費
5. その他サービス			!				. 232	.ii.,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	有 分無		1月/1回当たり	13,200円/1,320円	1	1月/1回当たり	13,200円/1,320円		1月/1回当たり	13,200円/1,320]

^{| 1/1 |} 日立・要支援1~2・要介護1~5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
| 注記 | 日立・要支援1~2・要介護1~5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
| 注記 | 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。
| 注記 | 各サービスごとに提供方法(国数等)及び金額(費用負担等)を明示すること。
| 注注 | 上記のサービスで見以外に、サービス電提供の状状等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。
| 注: | 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。